

## 高等学校等就学支援金の受給申請について

平成22年4月から、「高等学校等就学支援金」制度が創設され、私立高等学校等に通う生徒本人へ、一定の収入額未満のご家庭に授業料の支援として「就学支援金」が支給されます。

学校では国の業務を請け負い、申請から交付までの事務業務を行います。以下の説明をよくお読みいただき、必要書類をご準備の上、期日までにご提出願います。

**提出忘れ等で期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんのでご注意ください。**

### ◆制度概要

国公立を問わず、高等学校の授業料(\*1)の支援として、課税証明書に記載されている保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額』の父母の合算額が0円～154,500円未満の世帯に月額33,000円、154,500円～304,200円未満の世帯に月額9,900円が支給されます。

(\*1 演習料、後援会費や生徒会費、教科書代、修学旅行費など授業料・教育充実費以外の諸費は対象になりません)

### ◆年間支給額 表

課税標準額×6%- 市町村民税調整控除額	およその年収(*2)	月額支給額	年間支給額 (12ヶ月分)
非課税・生活保護 0円～154,500円未満	約590万円未満	33,000円	396,000円
154,500円～ 304,200円未満	約910万円未満	9,900円	118,800円
304,200円以上	約910万円以上	支給なし	支給なし

(\*2 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています)

A. 令和5年4月～令和5年6月の支給額について…令和4年度の課税証明書等で認定されます

B. 令和5年7月～令和6年6月の支給額について…令和5年度の課税証明書等で認定されます

※今回は、「A. 令和5年4月～令和5年6月」分の申請です

※就学支援金の受給申請は毎年度行います

※所得の増減により、AとBの支給額が異なることがあります

### ◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。(月単位の認定となる為、毎月1日に在籍していること)
- ・**「保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の父母の合算が304,200円未満**の世帯であること。
- ・生徒が日本国内に住所を有すること。

※保護者が海外赴任などで課税証明書の提出ができない場合でも、支援金を受給できる場合がありますので、事務局までご連絡ください。

※令和5年度より、就学支援金の制度内に家計急変世帯への支援が創設されました。保護者等の収入がやむを得ない理由により著しく減少した場合、支援金を受給できる場合がありますので、事務局にご連絡・ご相談ください。

## ◆就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から大阪府を経由して受取り、授業料に充当します。生徒本人が直接受取るものではありません。本校では第1～第4期の授業料と相殺支給し、相殺しきれなかった支援金は授業料等の振替口座へ還付いたします。

### 《ご注意》

ご家庭の事情(離婚・再婚等)などにより、世帯所得額が増減した場合、発生月の翌月より支給額が変更になる場合がありますので、速やかに事務局までご連絡・ご相談願います。また、期の途中で転学・退学した場合は、当該月の翌月以降の就学支援金を返金していただく場合もあります。

## ◆提出書類

《 就学支援金の対象となる世帯 》 イ・ロ・ハ(\*4)を提出

上述の支給要件を満たせば就学支援金を受けることができます。

	提出書類	発行	備考
イ	受給資格認定申請書受給資格認定申請書(様式第1号(その②))		
ロ	令和4年度『課税証明書』 又は『非課税証明書』 『生活保護受給証明書』(*3)	課税証明書・非課税証明書は市区町村の税務担当課で発行 (*3)1月1日現在の受給が確認できるもの	コピー不可 (原本)
ハ	高等学校就学支援金等に係る『課税証明書(補足)』(*4)	市区町村の税務担当課で発行 (*4)課税証明書に【市町村民税調整控除額】の記載がない場合に必要	コピー不可 (原本)

※納税通知書、特別徴収税額の決定通知書は不可

《 就学支援金の対象とならない世帯 》 イのみ提出

保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額』の父母の合算額が304,200円以上の場合、就学支援金を受けることができません。

	提出書類		備考
イ	受給資格認定申請書受給資格認定申請書(様式第1号(その②))	就学支援金の受給資格の認定を申請しません」と、「申請しない場合の理由」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、生徒名、学年・組・番号を記入	ロ・ハ不要

※ **提出期日：4月15日(土)** ※期日厳守 **(全員提出)**

配付時の封筒に提出書類を入れ、担任に提出してください

【お問合わせ先】 四天王寺東高等学校

事務局 総務課 庶務係 電話：072-937-2855

## ◆注意事項

### 【全般について】

- ①今回の申請で、4月～6月の3ヶ月分が認定されます。
- ②離婚・再婚等で保護者変更等の理由が生じた場合は、支給額が変更となることがありますので、早急に事務局までご連絡ください。
- ③訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ④就学支援金とは別に、大阪府・兵庫県等において授業料を軽減する補助金がありますが、受給対象にも係わらず就学支援金を申請しなかった場合、補助金は辞退したものと見なされ、受給出来なくなりますのでご注意ください。
- ⑤個人情報の取扱いについては『入学後の手引き』P. 27, 28に記載の通りです。

### 【課税証明書・課税証明書(補足)について】

※制度改定等により、国のシステムに不具合が多数見受けられるため、本校ではマイナンバーを利用した申請方法を適用していません。課税証明書及び課税証明書(補足)で判定しています。

- ⑥**必ず父母お二人の課税証明書等を添付**してください。  
但し、配偶者が控除対象者で収入が年間100万円以下の場合や一人親世帯の場合等を除きます。
- ⑦「**課税標準額×6%-市町村民税調整控除額**」の**父母合算額が認定基準**となります。
- ⑧課税証明書等が手元がない場合は、市区町村の税務担当課で発行してもらってください。  
**発行の際は、扶養親族数等を省略されないよう「全部事項証明書」と伝えてください。**
- ⑨**課税証明書に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合は、課税証明書(補足)を市役所にて記入してもらってください。(課税証明書1通につき1枚必要)**

### 【申請書(様式第1号(その2))の記入について】

- ⑩配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間100万円以下の場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入状況について】(2)②の理由欄“ア”にチェックを入れてください。
- ⑪ひとり親世帯で寡婦(夫)控除されている場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②の理由欄“ウ”にチェックを入れてください。なお、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、事象の発生年月日及び理由を記入してください。  
※寡婦(夫)…夫(妻)と死別または、離別し再婚していない女(男)性
- ⑫P. 4の記入例を参考にチェックや署名等の記入漏れに充分ご注意ください。

## ◆年間の流れについて(予定)

※各府県の補助金申請、奨学のための給付金やその他の通知等は随時ご案内致します。

4月14日	必要書類を担任へ提出後、事務局にて確認。後日、対象者には認定通知を発行
6月27日	第1期 授業料口座振替日(第1期分 就学支援金を相殺支給)
7月頃	7月～翌年度6月までの就学支援金及び支援(軽減)補助金等の申請 <b>(令和5年度 課税証明書等が必要です)</b>
9月27日	第2期 授業料口座振替日(第2期分 就学支援金を相殺支給)
11月27日	第3期 授業料口座振替日(第3期分 就学支援金、補助金を相殺支給)
12月中旬	第1期～第3期で相殺しきれなかった就学支援金・補助金を指定口座へ還付
1月27日	第4期 授業料口座振替日(第4期分 就学支援金、補助金を相殺支給)

# ◆提出書類【イ】受給資格認定申請書（様式第1号(その2)）記入例

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係) 大阪府(私立)

② 課税証明書等 提出者用

年月日

大阪府教育長 様

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(加印時) (次の2つの口のうちの、いずれかの口に印を付けてください。)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。  
就学支援金の受給資格の認定を申請しません。(申請しない場合も提出してください。)

【申請しない場合の理由】  収入不足(申請書の提出期間(課税証明書の提出期間)×100(単位:円)未満の収入) 収入不足  
 その他

収入状況届出書(2回目以降) (既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口に印を付けてください。)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

【次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口に印を付けてください。】

申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処せられることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	姓	名
生徒の氏名		
生徒の生年月日	年	月 日
生徒の住所	〒	都道府県 市区町村
保護者等の電話番号		
生徒が在学する学校の名称	四天王寺東高等学校	
学年・組・番号	1 年	組 番

大阪府以外の方も全員提出  
大阪府経由で国へ申請するため

P.1の支給要件に該当し、就学支援金を申請する世帯は☑し、すべての必要事項を記入。

P.1の支給要件に該当しない世帯は「就学支援金の～申請しません」と【申請しない場合の理由】の該当部分に☑し、生徒名と年・組・番号を記入。

申請する場合、確認の上、2か所に☑を記入、☑漏れの場合、申請できない場合があります。

日中の連絡先を記入。(携帯番号など)申請書不備等の場合に連絡します。

父母の課税証明書等を添付する場合は、こちらに☑を記入。

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
- 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者  
- 高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数に1月の4分の3に相当する月数として計算。)が過剰して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	令和4年 4月 1日 ~	学校の種別・種級・学称
	私立 四天王寺東高等学校	(うち支給停止期間等)	高校 普通科
過去に通っていた高等学校等の在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種別・種級・学称
	立	(うち支給停止期間等)	

(学校使用欄)

父母どちらかの課税証明書等を省略する場合はこちらに☑を記入。

P.3 注意事項⑩  
配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間100万円以下の場合、☑を記入。

P.3 注意事項⑪  
ひとり親世帯で、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されている場合は、☑のみ記入。  
寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、☑を記入し、必ず発生日月及び理由を記入。

課税証明書等を添付する方のみ記入。  
父母どちらかの課税証明書等を省略した場合、省略した方の署名は不要。  
記入漏れ及び間違いに注意。

申請する場合、必ず2か所に☑を記入。  
☑漏れの場合、申請できない場合があります。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの口に印を付けてください。)

4月～6月(前年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの口に印を付けてください。)

(2) 次の課税証明書を添付します。

① 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合  
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

② 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの口に印を付けてください。)(ウのIIに該当する場合は理由を記入してください。)(親権者が、一時的に親権を児童相談所長、児童福祉施設長の長である場合は、④から⑧までのいずれかの口に印を付けてください。)

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合

イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

ウ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
イ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合(理由: )

③ 未成年後見人 1名分  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任される場合  
(未成年後見人が選任されている場合は必ず記入。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名  
生徒が在学中に成人した場合は、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの口に印を付けてください。)

ア 親権者が存在せず、未成年後見人が存在しない場合、  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合、  
未成年後見人が選任されている場合、  
主たる生計維持者が存在する場合、  
ウ 未成年者が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、  
イ 未成年者が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等  
※ I・IIの場合は生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)

⑤ 生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、  
未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等  
※ 生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)

(注) 課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(ウ又は虚に印を付けた場合は不要です。)

保護者等(ふりがな)	生徒との続柄	保護者等(ふりがな)	生徒との続柄
	父		母
生年月日(西暦)	年 月 日	生年月日(西暦)	年 月 日

※ 収入の修正申告や税額等の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚、死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 留意事項】(次の事項を確認の上、口に印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

申請に關した個人情報について、以下の点を了承します。  
- 大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。  
- この申請のために提出した個人情報、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に活用される場合があること。  
- この申請のために提出した個人情報、奨学のための給付金事業に活用される場合があること。  
- この申請のために提出した個人情報、大阪府私立高等学校等支援事業に活用される場合があること。  
- 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う(公財)大阪府育英会に情報提供する場合があること。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

# ◆提出書類【ロ】《課税証明書》について

「課税標準額×6%－市町村民税調整控除額」の計算は下図を参考にしてください。

## 《 課税証明書 》

令和4年度

### 令和4年度市民税・府民税証明書 (令和3年中の所得証明書)

必ず原本を提出

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号														
	1月1日現在住所所在地	同上														
	氏名	大阪 太郎														
市民税 府民税額(円)		課税標準額(計)	¥2,171,000													
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額												
市民税	¥84,700	¥3,500	¥88,200	¥111,100												
所給給合	<p>★市町村民税調整控除額</p> <p>※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算</p> <p>※各市町村によって記載されていない場合がありますので、記載のない場合は補足資料の提出が必要となります。</p>															
所給給合	【ハ】															
医療保険料	医療保険料	¥22,000	配偶者・扶養	¥660,000												
社会保険料	寡婦・寡夫・特別寡婦	¥0	配偶													
小規模共済等掛金	勤労学生	¥0	基													
税額控除額(円)		合計														
区分	市民税	府民税	区分													
調整控除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除													
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0												
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0												
控除対象配偶者	扶養親族	特定	老人(同居)	16歳未満	その他	合計	配偶者除く	本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	勤労学生	事業専従者	
有控配	0人	0人	0人(0人)	1人	1人	2人									区分	**
特別障がい者(同居)	その他障がい者	合計		本人除く											専従者数	0人
0人(0人)	0人	0人		0人											給付額等	¥0
備考)																
(参考) 税額控除額 ※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)																
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税											
調整控除	--	--	寄附金税額控除	--	--											
配当控除	--	--	外国税額控除等	--	--											
住宅借入金等特別控除	--	--	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	--	--											

☆課税標準額

★市町村民税調整控除額  
※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算  
※各市町村によって記載されていない場合がありますので、記載のない場合は補足資料の提出が必要となります。

寡婦(夫)控除  
有無の確認場所

配偶者控除  
有無の確認場所

上記のとおり相違ないことを証明します。  
税証第 - 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長

見本

**【計算】**

☆課税標準額×6%－★市町村民税調整控除額

2,171,000×6%－2,000×3/4<sup>\*</sup>=128,760円 (100円未満の端数は切り捨て)

保護者の所得判定額は 128,700円

※政令指定都市(大阪市)の課税証明書のため、★市町村民税調整控除額×3/4で計算

◆提出書類【ハ】《課税証明書(補足)》について

- (ロ) 課税証明書に『市町村民税調整控除額』が記載されていない場合、市役所にて記入、押印してもらい、提出してください。  
 ※課税証明書1通につき、1枚必要です。(2枚必要な場合はコピーしてください)

市役所窓口にて課税証明書の発行を依頼する際、この用紙を提出してください。  
 記入不要の場合はそのまま返却されます。

\_\_\_\_\_様

(名前)

**高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)**

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。))については、下記の通りです。

年度(\_\_\_\_\_年分)の所得等

<p><b>ア. 課税所得額(課税標準額)</b>【特定個人情報項目コード TK00000200000810】                  ※市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して下さい。                  ※課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。</p>	_____円
<p><b>イ. (税額控除 内訳) 調整控除の額(市町村民税相当分)</b>                  【特定個人情報項目コード TK00000200001020(市町村民税_調整控除額)】</p>	_____円

【下記は、市町村民税所得割額が0円の場合に記載】

<p><b>ウ. 合計所得金額</b>【特定個人情報項目コード TK00000200000040】</p>	_____円
<p><b>エ. 総所得金額等</b>【特定個人情報項目コード TK00000200000030】</p>	_____円
<p><b>オ. 扶養親族の合計</b>                  【特定個人情報項目コード TK00000200000570、TK00000200000590、TK00000200000600、TK00000200000610、TK00000200000630】</p>	_____人 ※同一生計配偶者を含む
<p><b>カ. 本人該当区分(※右記のうち、該当するものに○)</b>                  【特定個人情報項目コード TK00000200000710、TK00000200000720、TK00000200000730                  未成年は特定個人情報項目コードにないため、該当する場合に○】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害</li> <li>・その他の障害</li> <li>・寡婦</li> <li>・ひとり親</li> <li>・勤労学生</li> <li>・未成年</li> </ul>

日付 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印



※公印が押されているか確認してください